

答 申

第1 審査会の結論

個人情報に記載されている森林簿を，森林施業の集約化に取り組む，宮城県森林組合連合会及び県内各森林組合を除く林業事業者（以下「民間林業事業者等」という。）に提供することは，森林施業の集約化を促進することにより，安定的な森林経営を確立し，森林の公益的機能を発揮するために行うものであり，下記の第3の事項に留意すれば，個人の権利利益を侵害するものではないと考えられる。

第2 諮問に至る経緯及び諮問内容

1 諮問に至る経緯

国の施策として，森林施業の集約化を促進するため，平成24年度から森林法に基づく森林経営計画制度が開始された。当該計画の作成に当たって，作成者である林業事業者等は，森林を面的に取りまとめるため，個々の森林所有者に対して働きかけを行う。当該計画の作成を円滑に進めるためには，当該計画の対象区域の森林所有者の情報を収集しなければならないことから，個人情報に記載されている森林簿が必要となる。

宮城県森林組合連合会及び県内各森林組合に対しては，平成11年8月6日付けで宮城県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）からの答申甲第7号を受けて，既に，県が保有する，個人情報に記載されている森林簿を提供しているところである。今般，民間林業事業者等に対しても，森林施業の担い手の育成及び機会の拡大，事業者間の公平な競争を促す目的から，個人情報に記載されている森林簿を提供することとした。

そこで，宮城県知事（以下「実施機関」という。）は，個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）第8条第8号の規定に基づき，審査会に対して平成24年5月17日付けで諮問を行った。

2 諮問内容

以下の内容で個人情報を提供することの妥当性について、当審査会の意見を求められたものである。

- (1) 森林経営計画作成又は作成支援に取り組む民間林業事業者等に対し、当該計画の対象となる林班に限定し、使用期間を2年以内として、森林所有者名及び森林の所在が記載されている森林簿を提供する。
- (2) 提供に当たっては、民間林業事業者等からの申請によるものとし、当該事業者等が、個人情報保護の遵守体制が確立されているか等条件に合致しているか、実施機関による書類審査の上で行う。
- (3) 提供後、実施機関は、民間林業事業者等に対し、検査の受入れや資料の提出を求める等、個人情報が適正に取り扱われているか確認する。
- (4) 実施機関の検査等の結果、民間林業事業者等の個人情報の取扱いが不適切であると確認された場合には、県の管理するホームページ上で当該民間林業事業者等の名称や確認された内容等を公表するとともに、平成24年度に開始予定の県の林業事業者に係る評価、登録制度に基づく登録を取り消す。
- (5) 民間林業事業者等は、使用期間の経過後、森林簿を消去し、又は廃棄する。

第3 個人情報を提供するときの留意事項

1 民間林業事業者等の留意すべき事項

- (1) 使用目的以外の使用をしないこと。
- (2) 森林所有者の個人情報を、外部へ提供してはならないこと。
- (3) 個人情報保護に係る内部規程を職員全員に周知・徹底させること。
- (4) 提供された森林簿を主に管理する個人情報取扱主任を設置すること。
- (5) 個人情報取扱主任は、提供された森林簿を鍵のあるロッカー等に保管し、他の職員は、個人情報取扱主任の許可を得た場合にのみ、森林簿を利用できること。

2 実施機関の留意すべき事項

- (1) 森林簿の交付申請の際には、上記1(4)の個人情報取扱主任の氏名を県に報告させること。
- (2) 森林簿の提供は、原則として紙で行うこととし、コピー防止用紙を使用したり、割印やナンバリングしたりする等コピー防止の対策を施すこと。また、電磁的記録で提供する場合に

は、パスワードを設定し、記録されたファイルを容易に開くことができないようにする等の対策を施すこと。

(3) 提供する森林簿は、使用期間の経過後、民間林業事業体等自らが廃棄することとしているが、廃棄したか否かの直接の確認は困難であることから、結果報告書の提出の際、一緒に返還させること。また、使用した電磁的記録の消去については、結果報告書の提出の際、消去したか否かを書面等で改めて確認すること。

(4) 民間林業事業体等は、その大部分が小規模な事業者であることから、個人情報の管理が実効的に機能するようにならなければならない。そのために、定期的に、個人情報取扱主任を対象とした研修、事業体等の事務所に出向いて管理状況の検査を実施する等、主体的に関わること。

(参考)

宮城県個人情報保護審査会委員名簿

(平成24年10月9日現在)

氏名	職名	備考
井 坂 正 宏 <small>い さか まさ ひろ</small>	学識経験者	会長職務代理者
小 野 純一郎 <small>お の じゅんいちろう</small>	法律家	会長
菅 原 泰 治 <small>すが わら やす はる</small>	学識経験者	
中 谷 聡 <small>なか たに さとし</small>	法律家	
ほそ かわ みちこ 細 川 美千子	個人情報の保護に造詣が深い者	

(五十音順)